

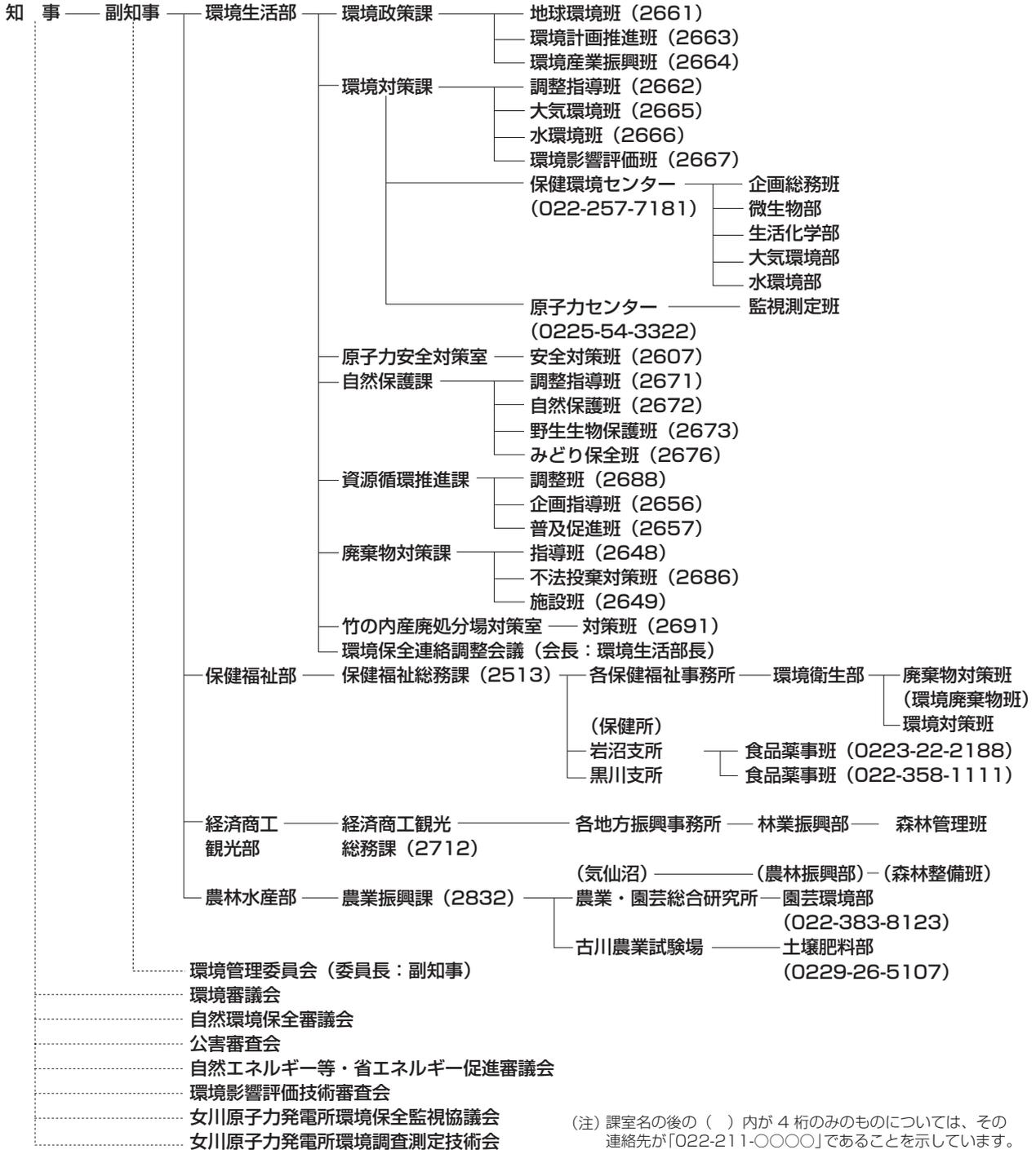
第4部 環境行政の推進体制

1 環境行政組織の状況

環境政策課

本県における環境行政組織は、現在、環境生活部の5課2室及び各保健福祉事務所（保健所）、保

健環境センター、原子力センター、地方振興事務所等で構成されています。



(注) 課室名の後の () 内が4桁のみのものについては、その連絡先が「022-211-0000」であることを示しています。

▲図4-1-1 環境行政組織図（平成22年4月1日現在）

第4部 環境行政の推進体制

▼表4-1-1 県の保健福祉事務所（保健所）の所在地及び所管区域（平成22年3月31日現在）

機 関 名	所 在 地	所管区域	電話番号(代表)
仙南保健福祉事務所 (仙南保健所)	〒989-1243(大河原合同庁舎内) 大河原字南129-1	白石市、角田市、蔵王町、 七ヶ宿町、大河原町、村田町、 柴田町、川崎町、丸森町	0224-53-3115
仙 台 保 健 福 祉 事 務 所	仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所)	〒985-0003 塩釜市北浜4-8-15	022-363-5502
	岩沼支所 (塩釜保健所岩沼支所)	〒989-2432 岩沼市中央3-1-18	0223-22-2188
	黒川支所 (塩釜保健所黒川支所)	〒981-3304 富谷町ひより台2-42-2	022-358-1111
福 祉 事 務 所	北部保健福祉事務所 (大崎保健所)	〒989-6117(大崎合同庁舎内) 大崎市古川旭4-1-1	0229-91-0707
	栗原地域事務所 (栗原保健所)	〒987-2251(栗原合同庁舎内) 栗原市築館藤木5-1	0228-22-2112
福 祉 事 務 所	東部保健福祉事務所 (石巻保健所)	〒986-0812(石巻合同庁舎内) 石巻市東中里1-4-32	0225-95-1416
	登米地域事務所 (登米保健所)	〒987-0511 登米市迫町佐沼字西佐沼150-5	0220-22-7514
気仙沼保健福祉事務所 (気仙沼保健所)	〒988-0066 気仙沼市東新城3-3-3	気仙沼市、南三陸町	0226-22-6661

2 審議会等の状況

環境政策課

(1) 環境審議会

宮城県環境審議会は、環境基本法第43条及び環境審議会条例に基づき、公害対策審議会に替えて平成6年8月に設置され、本県の区域における環境の保全に係る基本的事項を調査、審議しています。

平成21年度末現在の委員は、学識経験者20人、

県議会議員2人、国の行政機関の職員3人の計25人で構成されています。

また、専門的事項を調査するため、水質専門委員8人、地盤沈下専門委員6人、地球温暖化防止対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定委員8人が委嘱されています。

▼表4-2-1 環境審議会開催状況

区 分	開催年月日	審 議 内 容
環境審議会	平成21年8月10日	・産業廃棄物税の今後のあり方について（諮問）
	平成21年10月6日	・産業廃棄物税の今後のあり方について（答申）
	平成21年12月14日	・平成22年度公共水域水質及び地下水質測定計画の策定について（諮問） ・湖沼水質保全特別措置法に基づく汚濁負荷量規制基準の改正について（諮問）
	平成22年3月18日	・平成22年度公共水域水質及び地下水質測定計画の策定について（答申） ・湖沼水質保全特別措置法に基づく汚濁負荷量規制基準の改正について（答申） ・鳴瀬川流域水道水源特定保全地域の指定について（諮問・答申） ・「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)」の策定について（諮問）
水質専門委員会議	平成22年2月8日	・平成22年度公共水域水質及び地下水質測定計画について ・湖沼水質保全特別措置法に基づく汚濁負荷量規制基準について
地球温暖化防止対策地方公共団体計画(区域施策編)策定専門委員会議	平成22年3月18日	・(仮称) 宮城県地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定について

(2) 自然環境保全審議会

自然保護課

宮城県自然環境保全審議会は、自然環境保全体法第51条及び自然環境保全審議会条例に基づいて昭和47年10月に設置されました。審議事項は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」及び「温泉法」の規定に基づく権限に属する事項のほか、自然環境に関する重要事項を調査・審議しています。平成22年3月31日現在の委員の構成は、学識経験者19人、県議会議員2人、国の行政機関の職員1人、町村の職員1人の計23人です。

また、専門的事項を調査・審議するため、専門委員10人が置かれています。

下部組織として自然環境部会と温泉部会が設置されています。自然環境部会は10名、温泉部会は10名で構成されており、会長が審議会委員及び専門委員のうちから部会に属する者を指名しています。各部会の審議事項は、自然環境保全審議会条例に基づき、その権限に属する事項について調査、審議しています。

▼表4-2-2 自然環境保全審議会開催状況

会議の種別	開催年月日	議 題
審 議 会	平成21年9月3日	・ 県指定一松山鳥獣保護区の指定について ・ 県指定一松山鳥獣保護区一松山特別保護区の指定について
	平成22年2月8日	・ 荒沢県自然環境保全地域の指定及び保全計画（案）について
自然環境部会	平成22年2月8日	・ 県立自然公園船形連峰公園計画の一部変更について ・ 県立自然公園船形連峰泉ヶ岳宿舎事業の決定並びに泉ヶ岳スキー場及び泉ヶ岳野営場事業の変更について
温 泉 部 会	平成21年6月9日	・ 掘削に関する審議 6件
		・ 動力装置に関する審議 1件
	平成21年10月13日	・ 掘削に関する審議 3件
		・ 動力装置に関する審議 2件
	平成22年2月10日	・ 掘削に関する審議 4件
・ 動力装置に関する審議 3件		

(3) 自然エネルギー等・省エネルギー促進審議会

環境政策課

宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進審議会は、宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例第17条に基づき、平成15年12月25日に設置され、同条例第9条に定める本県における自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進

に関する基本的な計画及びその他重要事項を調査審議しています。平成22年3月31日現在の委員は、学識経験者等17人、行政機関の職員2人及び一般公募委員1人の計20人で構成されています。

▼表4-2-3 自然エネルギー等・省エネルギー促進審議会開催状況

開催年月日	審 議 内 容
平成22年2月18日	・ 平成21年度宮城県自然エネルギー等・省エネルギー大賞について（報告） ・ 自然エネルギー等導入の現状について（報告）

(4) グリーン購入促進委員会

資源循環推進課

グリーン購入促進委員会は、グリーン購入促進条例第20条の規定により、平成18年6月12日に設

置され、グリーン購入の促進に関する重要事項を調査、審議しています。

(5) 公害審査会

環境対策課

宮城県公害審査会は、公害紛争処理法第13条及び公害紛争処理条例第2条に基づき、昭和46年4月に設置され、公害（典型7公害）に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行っています。

平成22年3月31日現在の委員は、弁護士、学識経験者等の12人で構成されています。

なお、平成21年度は開催されていません。

(6) 環境影響評価技術審査会

環境対策課

宮城県環境影響評価技術審査会は、環境影響評価条例第47条に基づき、平成11年1月に設置され、環境影響評価その他の手続等に関する技術的な事項を調査審議しています。

さらに、会長が技術審査会の委員から4人を指名し、技術審査会に環境影響評価マニュアル検討部会を設置し、環境影響評価技術指針の解説書である「環境影響評価マニュアル」の改訂について調査審議しました。

平成22年3月31日現在の委員は、学識経験者12人で構成されています。

▼表4-2-4 環境影響評価技術審査会開催状況

区 分	開催年月日	審 議 内 容
環境影響評価マニュアル検討部会	平成21年10月29日	・宮城県環境影響評価マニュアル（公害質）の改訂について